

報道関係者 各位

平成 30 年 10 月 31 日
【照会先】
第二部会担当審査総括室
室長 倉持 清子
(直通電話) 03-5403-2164

日本空手協会不当労働行為再審査事件 (平成 29 年(不再)第 24 号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 山川隆一)は、平成 30 年 10 月 30 日、標記事件に関する命令書に関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 懲戒解雇を議題とする団体交渉の申入れに応じなかったことは、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たるとした事案 ～

空手道の指導員らが結成した組合がした、執行委員長 A の懲戒解雇を議題とする団体交渉の申し入れに対し、協会が、組合の団交当事者としての適格性を検討するため協会の求積明事項に対する組合等の回答を待つなどして応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たり、労働組合法第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たる。

I 当事者

再審査申立人：公益社団法人日本空手協会（「協会」）（東京都文京区）
従業員 29 名(初審申立時)
再審査被申立人：労働組合総本部指導員会（「組合」）（東京都港区）
組合員 9 名(初審申立時)

II 事案の概要

- 1 本件は、協会に雇用され空手道の指導等を行う総本部指導員らが結成した組合が、平成 27 年 2 月 18 日（以下「平成」を省略）、協会に対し、組合の執行委員長 A の懲戒解雇を議題とする団体交渉を申し入れたが（以下「本件団体交渉申入れ」）、協会がこれに応じなかったことが正当な理由のない団体交渉の拒否に当たり、労働組合法（以下「労組法」）第 7 条第 2 号の不当労働行為に当たるとして救済申立てがあった事件である。
- 2 初審東京都労働委員会（以下「東京都労委」）は、協会に対し、団体交渉を拒否したことには正当な理由は認められず、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為に該当するとして、文書交付及び掲示を命じたところ、協会は、これを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文

本件再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

本件団体交渉申入れに対する協会の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たり、労組法第 7 条第 2 号の不当労働行為が成立し、救済利益も消滅しているとはいえないから、初審命令は相当と判断する。その理由は次のとおりである。

- (1) 本件団体交渉申入れに対する協会の対応が、正当な理由のない団体交渉の拒否に該当するかについて
ア 協会は、組合は、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする存在ではなく、組合の団体交渉当事者としての適格性に疑問があると主張

する。

しかし、組合が26年12月24日付け団体交渉申入れ等により給与、賞与、人事異動、定年制の撤廃等組合員の労働条件について質問や要求をしていることは明らかであり、外に協会が指摘する組合の行動や要求自体が直ちに組合員の労働条件に無関係であるとはいえないから、組合の主たる目的が組合員の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることではないということとはできない。また、組合員とされている者は単なる名義貸与者にすぎないとする協会の主張を認めるに足る証拠はなく、同主張を採用することはできない。その外、組合の資格証明書、結成大会の具体的日時・場所・参加者及び決議事項、組合員氏名等の開示を求める協会からの求釈明事項に組合又はAの回答がなければ団体交渉の開催に支障が生ずるものであったとは認められない。

イ 協会は、組合から結成通知を受けた26年6月20日以後、同年12月24日付け団体交渉申入れ等において組合員の労働条件についての質問や要求を受けたにもかかわらず、組合に対して返答してこなかった。そして、本件団体交渉申入れに係る団交事項は、Aが懲戒解雇されたことを議題とするものであるから、義務的団交事項に当たることはいうまでもなく、早期の対応が求められるものであるにもかかわらず、従前の対応を変えることがなかった。協会が組合への対応の意思を示したのは、東京都労委に救済申立てが行われた後の本件団体交渉申入れから約4か月経過後のことである。現実には団体交渉が開催されたのは、さらに1年5か月後の28年11月8日であることをみても、協会が相当な期間内に団体交渉に応じる意思を示したということとはできない。上記によれば、組合の団交当事者としての適格性を検討するため、協会の求釈明事項に対する組合及びAの回答を待つことは、協会が団体交渉を拒否する正当な理由とは認められない。

(2) 救済利益の有無

ア 東京都労委の本件救済申立てに係る手続の結審予告後である28年11月8日に第1回団体交渉が行われ、その後本件再審査の結審時までには組合と協会との間において4回の団体交渉が行われたが、上記(1)イに記載したとおり、1年9か月後まで団体交渉を一度も開催しなかった協会の対応は時期を逸しているものといわざるを得ず、団体交渉における協会の発言からは、協会が団体交渉により正常な集団的労使関係秩序を回復しようとしているとは認められないのであって、5回の団体交渉が開催されたことによっても、組合の団体交渉権に対する侵害状態が完全に除去、是正されたとはいえない。したがって、本件再審査の結審時において、文書交付及び掲示の救済命令を発する必要が認められる。

イ 協会は、東京都労委が救済利益を否定すべき重要な事情の変更を認識しながら、第2回の団体交渉を待たずに結審し、初審命令を発したことは適正手続に反する違法がある旨主張する。

しかしながら、上記アに記載したとおり、救済利益は消失していないこと、加えて、東京都労委が結審した時点において、Aの懲戒解雇についての誠実な団体交渉が開催される可能性が具体的に予見される状況にあったとは認められないことから、東京都労委の審査の手続に違法があるとはいえない。

【参考】

初審救済申立日 平成27年4月15日 (東京都労委平成27年(不)第38号)
初審命令交付日 平成29年4月6日
再審査申立日 平成29年4月19日